

岩手県保健医療計画(2024-2029) 中間見直しの方向性について(概要)



岩手県保健福祉部医療政策室

1 中間見直しの基本的方針(R8第1回医療計画部会資料抜粋)

(1) 医療計画に関する国の指針・ガイドラインの改正を踏まえ、3年毎の見直しについて、医療法に定められている事項を中心に、見直しを進める。

- ① 在宅医療の確保に関する事項
- ② 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項
- ③ かかりつけ医機能の確保に関する事項
- ④ 医師の確保に関する事項
- ⑤ その他(精神疾患等)

(2) 医療計画に係る計画の改正等を踏まえ、記載内容の整合を図る。

(3) 計画策定後の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、記載の更新を行う。

(4) 数値目標(指標)に係る令和7年度までの達成度合いを踏まえ、必要に応じて、数値目標(指標)の更新などについて、検討する。

※ 上記のほか、基本的にすべての項目において、各種調査・統計データや医療機関等の一覧などを最新のデータに更新する。

2 各疾病・事業等における見直しの方向性(1)

項目	主な見直しの方向性
第1章 計画に関する基本的事項	
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
4 中間見直しの考え方【新規】	●中間見直しの基本的な考え方を記載する。
第2章 地域の現状	
1 地勢と交通	
2 人口構造・動態	
3 県民の健康の状況	
4 県民の受療の状況	
5 医療提供施設の状況	
6 保健医療従事者の状況	
7 医療費の見通し	
第3章 保健医療圏、疾病・事業別医療圏、県境連携、基準病床数	
1 保健医療圏(医療圏)及び疾病・事業別医療圏	●地域医療構想策定ガイドラインにおいて、「第9次医療計画に向けては、二次医療圏は、見直し等を通じて設定された構想区域と原則として一致させる必要がある」とされていること」を踏まえ、次期保健医療計画(令和11年度中に策定)においては、新たな地域医療構想(令和10年度までに策定)の構想区域と二次保健医療圏を一致させることについて、記載する。
2 県境における医療連携体制の構築	
3 基準病床数	●精神病床の基準病床数 「医療計画作成指針」の改正等により令和11年の基準病床数が示されたことを踏まえ、見直しを行う。 ●都道府県が行う「病床数適正化緊急支援事業」に基づいて削減した病床数に基づき、令和9年度上半期までに基準病床数を引き下げるについて、記載する。 ※ なお、引き下げる基準病床数については、当該事業の廃止が予定されている令和9年4月1日以降、執行状況を踏まえて検討を行う。

2 各疾病・事業等における見直しの方向性(2)

項目	主な見直しの方向性
第4章 保健医療提供体制の構築	
第1節 患者の立場に立った保健医療サービスの向上	
第2節 良質な医療提供体制の整備、医療機関の機能分担と連携の推進	
1 医療機関の機能分化と連携体制の構築	
2 公的医療機関等の役割	
3 良質な医療提供体制の整備	
(1) がんの医療体制	●改正労働施策総合推進法の施行(R8.4.1～)により、事業主による職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務となったことに関する内容を追記する。
(2) 脳卒中の医療体制	
(3) 心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制	
(4) 糖尿病の医療体制	
(5) 精神疾患の医療体制	●「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」の改正を踏まえ、文言整理等を行う。 ●指標「精神病床における慢性期入院患者数(65歳未満)」:達成状況を踏まえ、目標値の上方修正を検討する。 ●策定後の県の取組(事業)の状況を反映する。
(6) 認知症の医療体制	●いわていきいきプラン(2027～2029)の策定に伴い、整合を図る観点から、文言の整理・更新や数値目標の見直しを行う。 ※より多くの介護現場における認知症ケアに係る中核的人材の養成状況を的確に把握するため、指標の変更(「認知症介護指導者養成研修修了者数」⇒「認知症介護実践リーダー研修修了者数」)を検討。
(7) 周産期医療の体制	●現行のいーはとーぶから、国のプラットフォームを活用した新たな体制へ移行し、妊産婦の情報を共有できる仕組みを継続することに伴い、所要の文言整理を行う。
(8) 小児医療の体制	
(9) 救急医療の体制	●令和7年度までの達成状況を踏まえ、数値目標に係る目標値の上方修正について検討する。
(10)災害時における医療体制	●令和7年度までの達成状況を踏まえ、数値目標に係る目標値の上方修正又は項目自体の見直しについて検討する。(「全ての建物の耐震性のある病院の割合」など)

2 各疾病・事業等における見直しの方向性(3)

項目	主な見直しの方向性
第4章 保健医療提供体制の構築(続き)	
第2節 良質な医療提供体制の整備、医療機関の機能分担と連携の推進	
3 良質な医療提供体制の整備	
(11) ヘき地(医師過少地域)の医療体制	
(12) 新興感染症発生・まん延時における医療	
(13) 在宅医療の体制	●「在宅医療の体制構築に係る指針」の改正を踏まえ、記載内容の見直しを行う。 ・災害の発生に備えた在宅医療のあり方に関する項目の追加 ・在宅医療提供体制の構築や多職種連携に関する内容の追記の検討 など ●数値目標の更新(R8→R11)及び追加を行う。 ※数値目標(「訪問薬剤管理指導を受けた患者数(人口10万人対)」)の追加。
4 地域医療構想	(新たな地域医療構想の策定にあわせて、本計画から除く。)
5 外来医療計画	●「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン(第8次後期)」等の内容を踏まえ、外来医師偏在指標の更新や、地域で不足する外来医療機能に関する記載を追加する。
6 かかりつけ医機能の確保【新規】	●かかりつけ医機能報告の結果等を踏まえ、かかりつけ医機能の確保に関する課題等について、記載の検討を行う。
7 医療連携における歯科医療の充実	●歯科連携に関して、糖尿病に係る記載を追加する。
第3節 保健医療を担う人材の確保・育成	
1 医師	●「医師確保計画策定ガイドライン(第8次後期)」の内容を踏まえ策定する、岩手県医師確保計画(第8次後期)との整合を図る観点から、見直しを行う。(医師偏在指標等の最新データへの更新、医師偏在対策、診療科偏在対策、医師の養成・確保、キャリア形成支援及び勤務環境改善に係る施策等の反映、数値目標の更新など)
2 歯科医師	●歯科医師の高齢化等に係る現状について、追記する方向で検討する。
3 薬剤師	●岩手県薬剤師確保計画の改正(予定)を踏まえ、【課題への対応】の見直しを行う。 ●病院薬剤師奨学金償還支援制度の開始を踏まえ、取組事項の記載の見直しを行う。
4 看護職員	

2 各疾病・事業等における見直しの方向性(4)

項目	主な見直しの方向性
第4章 保健医療提供体制の構築(続き)	
第4節 地域保健医療対策の推進	
1 障がい児・者保健	●医療的ケア児支援法の改正(R9.4.1施行)に伴う支援対象範囲の拡大に応じて、医療的ケア児支援センター及び市町村による支援体制の充実について、追記する。 ●次期障がい福祉計画(R8策定、R9から施行)に基づき、計画の見直しを行う。(療育体制の拡充等) ●その他、計画策定後の状況変化を反映する。
2 感染症対策	●検査機関において受検率推計の測定を取りやめたことにより、達成状況の確認が困難となったことから、目標項目の変更を検討する。('C型肝炎ウイルス検査受検率'⇒'肝炎医療コーディネーター認定者数')
3 移植医療	●臓器提供意思表示に係る数値を追記する。
4 難病医療等	●難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正に基づき、追記する。 ・ 難病対策地域協議会及び小児慢性特定疾病対策地域協議会の相互連携 ・ 難病相談支援センターにおけるピアサポーターの活用 ・ 指定難病にかかっていることを証明する事業(登録者証の発行)の実施 ・ 災害時を想定した市町村への難病患者に関する情報の共有
5 アレルギー疾患対策	●国の「アレルギー疾患対策指針」(R8改正予定)を踏まえ、計画の見直しを検討する。
6 歯科保健	●歯科疾患実態調査結果(歯科検診受診状況)に関する記載を追加する。
7 母子保健医療	●いわて県民計画(2019～2028)第3期アクションプランの策定に伴い、見直しを行う。 ※特に強化すべき事項と位置付ける予定の「プレコンセプションケアの推進」、「母子保健を核とした医療・福祉との連携強化」、「こどもの生きやすさを支え育む基盤の強化」に基づく取組を反映する。
8 血液の確保・適正使用対策	
9 医薬品等の安全確保と適正使用対策	
10 薬物乱用防止対策	
11 医療に関するデジタル化	

2 各疾病・事業等における見直しの方向性(5)

項目	主な見直しの方向性
第4章 保健医療提供体制の構築(続き)	
第5節 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進	
1 医療・介護の総合的な確保等の必要性	
2 地域包括ケア	
3 健康づくり	
4 高齢化に伴う疾病等への対応	
5 リハビリテーション	
6 健康機器管理体制	
7 地域保健・医療に関する調査研究	
8 医療費適正化	●「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」の一部改正を踏まえ、後発医薬品に関する国の新たな数値目標を踏まえて、数値目標への反映を検討する。 ※現行計画との整合性を踏まえ、計画本文の見直しの要否について、検討する。
第5章 医療連携体制構築のための県民の参画	
第6章 東日本大震災津波からの復興に向けた取組	※いわて県民計画(2019～2028)第3期復興推進プランの策定を踏まえ、必要に応じて、見直し
第7章 計画の推進と評価	
地域編	※地域の実情を踏まえて、必要に応じて、見直しを行う。